

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：総務部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査 現金取扱事務	歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに当該現金を金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。	歳入の収納にあたっては、収納の翌日までには、金融機関への払い込みを完了させるなど、適正な事務処理に努めております。
指摘事項	財務監査 旅費支給事務	旅費において、会議出席負担金に食事代が含まれているにも関わらず、減額調整されていないものがある。	指摘を踏まえ、食事代相当額を直ちに戻入処理を行いました。 また、今後、適正な事務処理を徹底することを職員間で共有しました。
意見	事務監査	<p>筑後地方は台風や集中豪雨による水害、土砂災害などが多い地域であり、近年では異常気象などにより災害が大規模化する状況にある。</p> <p>本市では、令和元年度から災害対策本部の所管を都市建設部から総務部へ移管した。今回の組織改正に基づき、災害対応の実効性を高めるため、業務継続計画や、他自治体等からの職員や物資の支援受入れを定めた計画、各部署における行動マニュアル等の整備や見直しを行うこと。各部署の役割と権限を明確化し、各種災害を想定した訓練や研修に地域を巻き込み、災害への一貫した取組みを実施されることを求む。</p>	<p>近年頻発している自然災害を受け、災害対応を円滑に行うための取り組みを進めているところで</p> <p>す。</p> <p>その中で、熊本地震後に計画策定に着手した業務継続計画は、令和2年3月に運用開始しております。また、受援計画については、業務継続計画を補完する計画であることから、業務継続計画策定後に着手しており、現在は素案の策定が進んでいる状況で、次期出水期までに運用を開始したいと考えております。今後、こういった計画に基づく訓練を実施し、計画の内容を見直しながら実効性を高めていきたいと考えております。</p> <p>地域との連携につきましては、平成29年度にまちづくり連絡協議会の中に防災対策検討委員会を設置していただいております。行政や防災士もメンバーとして参加し、地域と行政が協働で行う防災対策を検討しているところです。この検討委員会の中で、避難所の協働運営や防災リーダーの養成事業、各種マニュアルの策定などを行っており、今後は、こういった施策やマニュアルを活用した訓練を行いながら、より連携を深めていきたいと考えております。</p>